

○学校法人大阪電気通信大学公益通報等に関する規則

平成20年10月28日

制定

(目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人大阪電気通信大学(以下「法人」という。)における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス体制の強化及び法人の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「公益通報」とは、職員等が、不正の目的でなく、公益通報者保護法第2条に定める通報対象事実を、法人、当該対象事実の権限を有する行政機関又は報道機関等に通報することをいう。

2 この規則において、「職員等」とは、法人の役員、法人と雇用関係にある職員、法人に派遣されている労働者並びに請負契約その他の契約に基づき法人においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員(通報の日前1年以内に職員、派遣労働者又は取引先の労働者であった者を含む。)をいう。

3 この規則において「内部公益通報」とは、職員等が公益通報者保護法第2条に定める法令に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為(以下「法令違反行為」という。)を第4条に定める窓口に通報し、又は相談することをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、法人の内部公益通報体制を整備、統括し、継続的な評価及び改善を行うことで、法令違反行為の防止に努めなければならない。

(内部公益通報窓口及び責任者)

第4条 法人は、内部公益通報を受け付けるため、内部監査室にコンプライアンス窓口を設置する。

2 内部監査室は、前項に定める内部公益通報の受付の他、通報対象事実の調査をし、是正に必要な措置をとる業務(以下「公益通報対応業務」という。)を担当するものとする。

3 公益通報対応業務の責任者(以下「責任者」という。)は、内部監査室長とする。ただし、内部監査室長が被通報者の場合は、当該事案については、理事長が別の者を責任者として指名するものとし、理事長が内部監査室長を兼ねる場合は、学校法人大阪電気通信大学寄附行為第11条各項の規定を適用し、責任者を指名する。

4 通報対象事実の実施主体である者又は関係している者は、公益通報対応業務に関与させないものとする。

(内部公益通報対応業務従事者)

第5条 法人は、内部公益通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、内部公益通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)として定めなければならない。

2 従事者は、内部公益通報対応業務に関して知り得た事項であって、公益通報者を特定させるものについて、守秘義務を負うことを確認の上、内部公益通報対応業務を行うものとする。

3 従事者は、内部監査室の職員とする。ただし、理事長は、必要が生じた都度、その他の職員若干名を従事者として定めることができる。この場合において理事長は、書面、電子メール等により、従事者の地位に就くことを、従事者となる者に示すこととする。

(内部公益通報の方法)

第6条 内部公益通報は、電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

2 職員等は、内部公益通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

3 職員等は、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、内部公益通報を行ってはならない。

(他の規則との関係)

第7条 コンプライアンス窓口に通報された法令違反行為のうち、法人の他の規則等にその対応が規定されているものは、当該規則に従って対応する。

(受付)

第8条 コンプライアンス窓口において内部公益通報を受けた担当者は、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。

2 責任者は、理事長及び監事にその内容(ただし、内部公益通報を行った職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を報告しなければならない。

(範囲外共有等の防止)

第9条 法人は、法人の職員等が、公益通報者を特定させる事項を、必要最小限の範囲を超えて共有することを防ぐため、通報事案に係る記録、情報を閲覧することが可能な者は、

役員、内部監査室職員及び従事者のみとする。

- 2 職員等が、必要最小限の範囲を超えて公益通報者を特定させる事項を漏らした場合、法人は適切な救済・回復措置をとるものとする。
- 3 公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、職員等は公益通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。
- 4 法人の役員若しくは職員が、必要最小限の範囲を超えて公益通報者を特定させる事項を漏らした場合、又は、やむを得ない場合でないにもかかわらず、公益通報者を特定しようとする行為を行った場合、理事長は、当該行為を行った職員及び役員等に対して、行為の態様、被害の程度、その他情状等諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。
- 5 前項の行為を理事長が行った場合、理事会が、適切な措置をとるものとする。

(調査の開始・通知)

第10条 コンプライアンス窓口において、職員等から法令違反行為に関する通報を受けた場合は、従事者は、責任者の下、遅滞なくその調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 責任者は、前項の定めにより調査を開始するに際し、当該職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第11条 従事者は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 従事者は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告および説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 責任者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会、常任理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第12条 従事者その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当って、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報等を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
- (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。

2 法人は、前項の規定に違反した者に対し、学校法人大阪電気通信大学就業規則(以下「就業規則」という。)及び学校法人大阪電気通信大学職員懲戒規則(以下「懲戒規則」という。)に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置・通知等)

第13条 責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告すると共に、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。ただし、理事長が通報対象事実の実施主体である場合、又は強く関係している場合は、監事に報告するものとする。

- 2 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報を行った職員等に対し、その措置の内容を通知する。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。
- 4 理事長は、是正に必要な措置をとった後、特定の個人が被害を受けている事案においては、問題があれば再度申し出るように公益通報者に伝える方法、その他の事案においては理事長が定める期間の経過後に責任者から改善状況に関する調査を行う方法、その他理事長が相当と認める方法により、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとるものとする。
- 5 理事長が被通報者の場合、責任者は、調査の結果を監事に対し報告し、理事長が通報対象事実にかかる法令違反行為を行ったことが明らかになった場合、監事は、当該事実を理事会に報告し、理事会が速やかに是正に必要な措置をとるものとする。また、この場合において理事会は、是正に必要な措置をとった後、理事会が相当と認める方法により、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとるものとする。

(懲戒処分等)

第14条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、就業規則及び懲戒規則に基づき、懲戒処分等を行う。

2 法令違反等に関与していた職員等が、従事者がその調査を開始する前に、自ら通報を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(通報者の保護)

第15条 法人は、職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りではない。

2 職員等は、他の職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対して、不利益な取り扱いや嫌がらせを行ってはならない。

3 法人は、公益通報者に対し、不利益な取扱いを受けた際にはコンプライアンス窓口に関連するよう、予め伝える方法により、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないか把握する措置をとるものとする。

4 法人は、前項の定めるところにより、公益通報者が、公益通報を理由とする客観的に不利益な取扱いを受けていることを把握した場合、速やかに不利益な状況を解消する等、適切な救済・回復措置をとるものとする。

(事後措置)

第16条 責任者は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

(1) 公益通報処理の手續等に問題がないこと。

(2) 法令違反行為の再発のおそれのないこと。

(3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。

(4) 通報者に対し、公益通報通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。

2 責任者は、前項第3号の確認の結果、是正措置又は再発防止策が機能していない場合、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

(教育・周知)

第17条 法人は、公益通報者保護法、内部公益通報体制及びコンプライアンスの重要性について、職員等に対し、教育・周知に努めることとする。

2 職員及び役員並びに退職者から寄せられる内部公益通報体制の仕組みや不利益な取扱

いに関する質問・相談については、コンプライアンス窓口において対応することとする。

(記録の保管、見直し・改善、運用実績の職員及び役員への開示に関する措置)

第18条 法人は、内部公益通報への対応に関する記録を作成し、10年間保管するものとする。

2 法人は、1年に一度、内部公益通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報体制の改善を行う。

3 法人は、コンプライアンス窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において職員及び役員に開示するものとする。

(関係法令の適用)

第19条 法人における公益通報等の取扱いに関し、この規則に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令の定めるところによる。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年6月1日から施行する。